

流山市福祉タクシー利用に関する規則条例（素案）…規則→条例へ変更

（改正理由）

利用者及び高齢者からの強い要望アリ…

対象者数：現在？ +75才以上：25000人

（経過）

- ・昭和57年12月1日規則制定、令和2年度～感染症を背景に、透析患者（重症者リスク高）へのタクシー券を増刷
- ・経費（予算ベース）：R3年度2291万6千円、R4年度2283万2千円、R5年度2388万円

以下、規則文章の修正点

（目的）

第1条 この規則は、重度障害がい者及び高齢者(以下「障がい者等」という。)の社会活動の範囲の拡大に資するため、福祉タクシーの利用に関する必要な事項を定め、もってその福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 重度障害者障がい者等 次に掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳に掲げる身体障害者等級表の級別が1級若しくは2級のもの又は3級の肢体不自由（上肢機能障害を除く。また、複数の障害がある場合においては、肢体不自由（上肢機能障害を除く。）のみの障害等級の合算による等級が3級となるものを含む。）のもの

イ 知事が交付する療育手帳（以下本号において「手帳」という。）の交付を受けた者であって、手帳に掲げる障害の程度が重度のもの又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所の長が交付する判定書の交付を受けた者であって、当該判定書に掲げる障害の程度が重度のもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、当該手帳に掲げる障害等級の級別が1級のもの

エ 申請日に満75歳以上の者で、身体的又は地理的に公共交通機関の利用が困難な者

高齢者の規定

オ その他町長が必要と認めた者

(2) 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象としない。

ア 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項に規定する普通自動車運転免許証(以下「運転免許証」という。)を所持している者

イ その他町長が適当でないと認める者

(3) 福祉タクシー 重度障害者障がい者等の利用に供するために市長が協定を締結した流山市福祉タクシー協力会を構成するタクシー事業所等(以下「事業所等」という。)のタクシーをいう。

(利用対象者)

第3条 福祉タクシーを利用できる者は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている 重度障害者障がい者等であって、流山市重度障害者自動車燃料費助成規則(平成12年流山市規則第20号)に基づく自動車燃料給油券の交付を受けていないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの施設に入所している者及び継続して3か月を超えて入院している者は、利用対象者としな

(1) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関及び同法第7条第1項に規定する児童福祉施設

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設

(3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設のうち、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設のうち、救護施設、更生施設及び授産施設

(5) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護保険施設

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が別に定める施設

(事業所等の協力)

第4条 事業所等又は運転士は、重度障害者障がい者等の福祉タクシーの利用の際には、その利便を図り、必要に応じてその者の介助に努めるものとする。

(申請)

第5条 福祉タクシーを利用しようとする者は、流山市福祉タクシー利用申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出に当たっては、身体障害者手帳、療育手帳、知的障害者更生相談所若しくは児童相談所の長の交付する判定書又は精神障害者保健福祉手帳を提示するほか、身体障害者等級表の級別が1級である者のうち、腎臓機能障害を有し、かつ、当該障害の治療のため人工透析を受けているもの（以下「人工透析者」という。）については、人工透析者であることを証する診断書を添付しなければならない。

(決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を流山市福祉タクシー利用決定（申請却下）通知書（別記第3号様式）により当該申請に係る者に通知する。

2 市長は、前項の規定により利用を決定したときは、直ちに流山市福祉タクシー利用券交付台帳（別記第4号様式。以下「台帳」という。）に登載するものとする。

(利用券の交付)

第7条 市長は、前条第2項の規定により台帳に登載された者に対して、流山市福祉タクシー利用券（別記第5号様式。以下「利用券」という。）を交付する。

2 利用券の1枚当たりの価額は、タクシーの定額制の迎車回送料金を除く運賃の額の10分の9の額に相当する額（当該額に10円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、上限を720円とする。

3 利用券は、前条第2項の規定により台帳に登載された日の属する月から交付する。

4 利用券は、重度障害者障がい者等1人につき1月68枚とする。ただし、人工透析者については、1月826枚とする。

週1回の外出保障

1年更新から条例位置づけ
(R4.12:透析41・1%)

5 利用券の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

6 利用券は、汚損、破損等による引換えの場合のほか、再交付しない。

(利用券の使用方法)

第8条 前条第1項の規定により利用券の交付を受けた**重度障害者障がい者等**が福祉タクシーを利用した場合は、当該利用1回につき利用券**13**枚以内を、福祉タクシー運賃の支払に充てることができる。

市民要望と券利用率向上
(R4.12：一般18.2%)

(利用の権利の消滅)

第9条 第6条第1項の規定により利用決定の通知を受けた者が第3条第1項に規定する利用対象者でなくなったときは、その者の利用の権利は、消滅する。

(利用決定の取消し等)

第10条 市長は、第6条第1項の規定により利用決定の通知を受けた者がこの規則の規定に違反し、又は虚偽その他不正な行為により利用券の交付を受けた場合は、利用決定を取り消し、又は既に交付した利用券の返還を命ずることがある。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、利用券を使用した者が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、その者にその受けた不当利得の額に相当する額の返還を命ずることがある。

- (1) **重度障害者障がい者等**以外の者
- (2) 第9条の規定により利用の権利が消滅した者

(届出の義務等)

第12条 第6条第1項の規定により利用決定の通知を受けた者は、第5条に規定する申請事項に変更が生じたとき又は第9条の規定により利用の権利が消滅したときは、直ちに流山市福祉タクシー利用資格等変更(喪失)届(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 第9条の規定により利用の権利が消滅した場合において、未使用の利用券を保有している者は、前項の届の提出と同時に当該利用券を市長に返還しなければならない。

(請求)

第13条 事業所等が利用券の利用による運賃相当額の請求をしようとするときは、毎月の初日から末日までの分に係る流山市福祉タクシー利用運賃等請求書(別記第7号様式)に利用券を添え、翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

(支払)

第14条 市長は、前条の請求を受けたときは、流山市財務規則(昭和61年流山市規則第12号)に基づき、請求を受けた月の翌月の末日までに福祉タクシーの利用運賃に係る利用券面額を事業所等に支払うものとする。

(譲渡等の禁止)

第15条 利用券は、他に譲渡し、担保に供し、又はその有効期間経過後に使用してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

~~-(利用券の有効期間の特例)-~~

~~2 この規則第7条第1項の規定により交付された昭和57年度に係る利用券の有効期間は、同条第4項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から昭和58年3月31日までとする。~~

~~-(令和2年度における利用券の交付枚数の特例)-~~

~~3 令和2年度に限り、第7条第4項の規定にかかわらず、人工透析者に交付する利用券は、1月26枚を限度とする。~~

~~-(令和3年度における利用券の交付枚数の特例)-~~

~~4 令和3年度に限り、第7条第4項の規定にかかわらず、人工透析者に交付する利用券は、1月26枚を限度とする。~~

~~-(令和4年度における利用券の交付枚数の特例)-~~

~~5 令和4年度に限り、第7条第4項の規定にかかわらず、人工透析者に交付する利用券は、1月26枚を限度とする。~~

~~附 則~~

~~この規則は、令和一年4月1日から施行する~~